

## ドローンサービスの提供に関する JIS 制定

—ドローンサービスの品質向上と普及を目指して—

2024 年 8 月 20 日

昨今、様々な分野でドローンを利用したサービス(ドローンサービス)が提供されており、労働力不足や災害時の対応等の課題解決にも大きく貢献しています。更なるドローンサービスの普及のためには、ドローンサービスの品質向上が必要不可欠です。

このたび、ドローンサービス事業者が、ドローンサービスを提供するに当たり、一定の品質を確保するために必要なプロセスや基準を規定した JIS を制定しました。本規格を満たすことをサービス事業者に求めることにより、ドローンサービスの品質向上と普及の促進に貢献するとともに、ドローンの更なる活用を通じて、労働力不足や災害時の対応等の一助となることが期待されます。

### 1. JIS 制定の目的

昨今、様々な分野において、ドローンを利用したドローンサービスが提供されています。例えば、農業や物流、空撮、点検などに利用されており、労働力不足や災害時の対応等の課題解決にも大きく貢献しています。しかし、ドローンサービスが拡大している中、ドローンサービス事業者に求める、サービス品質の確保のための統一したルールがないことで、顧客満足度の低下などが懸念されていました。更なるドローンサービスの普及のためには、ドローンサービスの提供に当たって事業者が満たすべき事項を規定する等により、ドローンサービスの品質を向上させることが必要不可欠です。

そこで、ドローンサービス事業者が、ドローンサービスの提供に当たって必要となるプロセスや基準を定めた JIS を制定しました。



農薬散布ドローン

(出典：イームズロボティクス株式会社)



物流ドローン

(出典：株式会社 e ロボティクス)

### 2. JIS 制定の主なポイント

本規格では、ドローンサービス事業者が、ドローンサービスの提供に当たり、一定の品質を確保するために必要なプロセス等の要求事項を規定しました。

具体的には、ドローンサービスの提供体制の構築やサービスの提供、継続的改善のための見直し等について、以下のような事項の実施等をドローンサービス事業者に求めています。

- 人員の能力の管理
- サービスを設計するために必要な情報の収集
- 飛行中に発生した事故などへの対策
- ドローンサービス実施後のモニタリング（設計どおりのサービスが実施されたこと、顧客満足等の確認）の実施
- モニタリング結果に基づいた定期的なサービスの見直しと改善策の策定等

### 3. 期待される効果

本 JIS の要求事項をドローンサービス事業者が満たすことにより、ドローンサービスの品質向上に貢献し、ドローンサービスの信頼性が高まることで、ドローンサービス市場が拡大することが見込まれます。また、ドローンの更なる活用を通じて、労働力不足や災害時の対応等の一助となることが期待されます。

※日本産業標準調査会（JISC）の HP (<https://www.jisc.go.jp/>) から、「Y1011」で JIS 検索すると本文を閲覧できます。

#### 【担当】

経済産業省 イノベーション・環境局 国際標準課

[bzl-s-kijun-ISO@meti.go.jp](mailto:bzl-s-kijun-ISO@meti.go.jp)、03-3501-1511(内線 3423)

(課長)西川 (担当)湯川、水野、赤道